

沼津市のごみの出し方

<三原則>

1.決められた日に

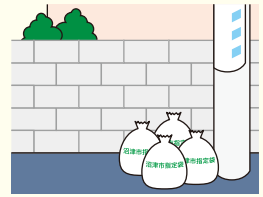
ごみの年間収集計画表を確認のうえ、当日の朝8時までに出してください。

※年間収集計画表は市ホームページ、沼津市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」にも掲載しています。



2.決められた場所へ

地域で決められた「集積場所」に出してください。



3.決められたものを

ごみの減量と再生利用等のため、沼津市ではごみの分別収集をおこなっています。この「ごみの出し方便利帳」に記載されている種類ごとに分別して出してください。



ごみの減量を心がけましょう。

ごみ袋について

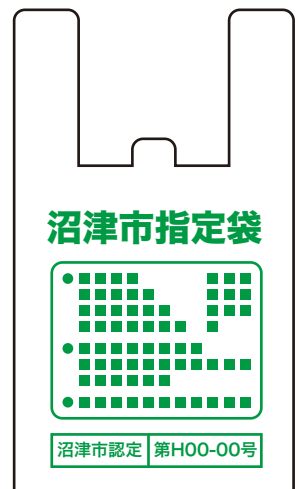
沼津市指定袋で出すごみ

- ・燃やすごみ
- ・プラスチック製容器包装
- ・埋め立てごみ せともの・ガラス類（①類）
熱源利用プラスチックごみ（③類）

沼津市指定袋は、市内のスーパー・コンビニ・雑貨店などの小売店で販売されています。また、「沼津市指定袋」と書かれたレジ袋は、ごみ出しに使用できます。

事業系のごみは、この袋で出せません。

事業者の方は4ページ並びに17ページをご覧ください。



こんなときは

ごみの分別・出し方で迷ったら

パソコンや家電4品目のリサイクル手続きについて

→15ページ参照

ごみに関する講座の開催依頼について

ごみを持ち込んで処理したいとき

→裏表紙参照

引っ越しなどで多量のごみが出たとき

ごみが不法投棄されているのを発見したとき

高齢者・障害者世帯への粗大ごみ収集について

→16ページ参照

道路上の飼い主がわからない犬や猫の死骸回収について

公共の場所で清掃奉仕活動をおこなう場合のごみの回収について

(事前にご連絡ください)

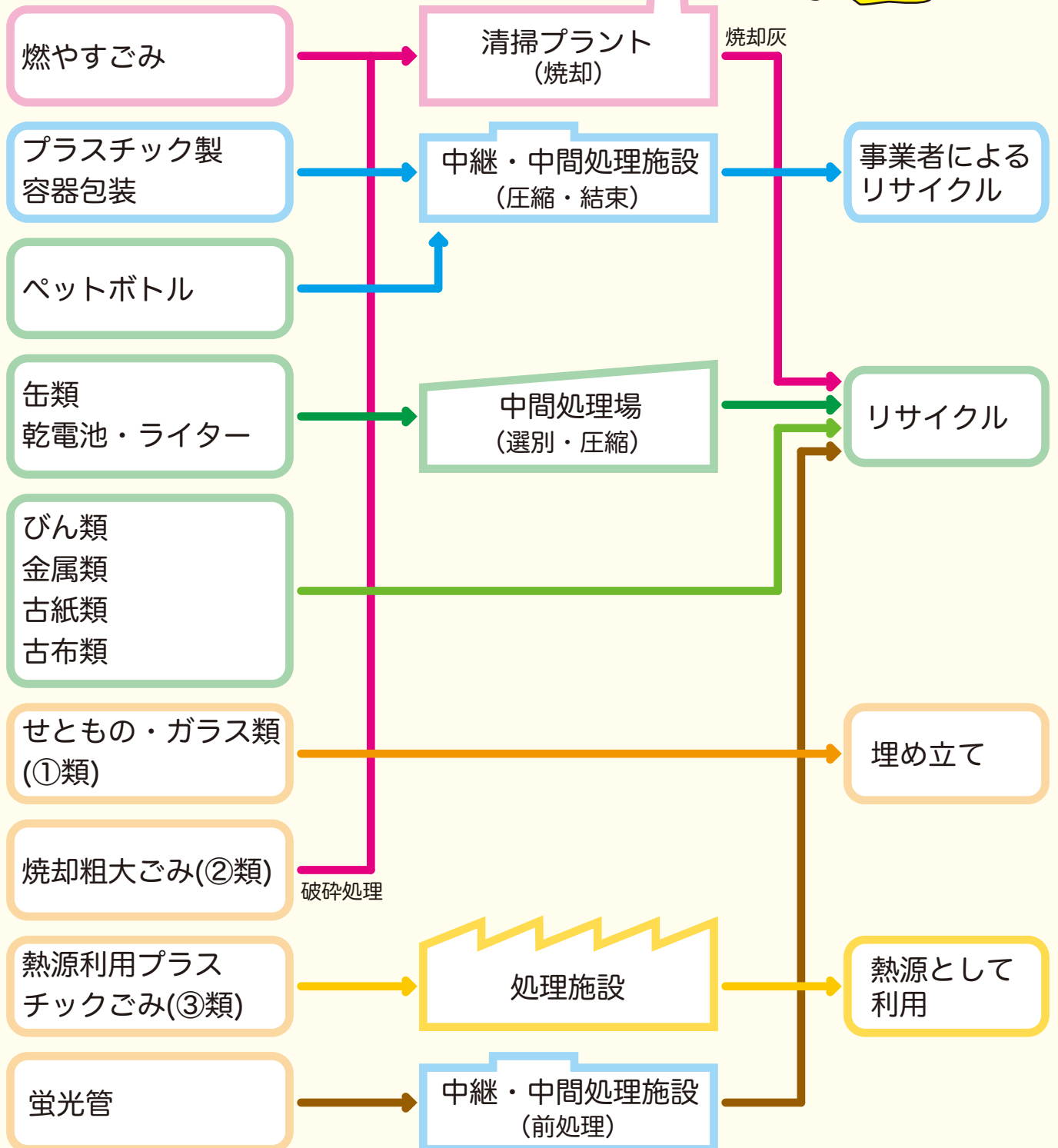
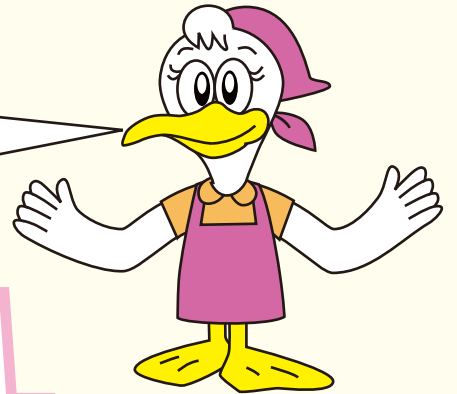
クリーンセンター
管理課
☎055(933)0711

クリーンセンター
収集課
☎055(933)0768

地域自治課
☎055(934)4716

ごみ処理のながれ

家庭から分別して出されたごみは、下図のような流れでそれぞれ処理されています。適正な処理のため、ごみの分別にご理解とご協力をお願いします。



市で収集しないもの

■ごみ集積場所に出せないもの

収集車両の故障の原因となるため、集積場所には出せません。
直接クリーンセンターに持ち込んでください。

- 1 取扱店（販売店）に依頼するか、解体して持ち込むもの
 - ・オルガン、電子オルガン（エレクトーン）などの大型鍵盤楽器
 - ・マッサージチェア
 - ・スプリング入りのマットレス・ソファ、ベッド
- 2 少量を持ち込むもの（家庭から出たものに限る）
 - ・ブロック、レンガ、コンクリート製物干し台

※解体ができない場合、多量の場合は、一般廃棄物処理業者にご相談ください。
沼津一般廃棄物処理業協会：☎055(933)7829

■市で処理できないもの

取扱店、廃棄物処理業者に依頼して、処理してください。

- ・タイヤ
- ・たたみ
- ・ピアノ
- ・未使用の消火器
- ・耐火金庫
- ・廃油（灯油、ガソリン、オイルなどの鉱物油）
- ・特殊薬品（毒薬、農薬等）と、その容器
- ・農業用ビニール、シート類
- ・LPGボンベ等
- ・建築廃材等

■製造者等の責任においてリサイクルするもの

- ・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー、洗濯機・衣類乾燥機
- ・オートバイ　・パソコン（デスクトップ型、ディスプレイ）　・充電電池、ボタン電池

→15 ページ参照

■事業活動により生じた廃棄物

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理することが法律で義務づけられています。

- ・産業廃棄物（法律及び政令で定めるもの）・・・産業廃棄物処理業者へ処理を依頼
- ・事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）・・・一般廃棄物処理業者へ処理を依頼
又はクリーンセンターへ自己搬入

※事業系一般廃棄物については、排出量が月平均100kg以下の事業者のみ、市に届け出の上、事業系指定袋を使用して集積場所に出すことができます。

（資源、埋め立てごみを除く）

→17 ページ参照